

令和元年第3回  
美唄市議会臨時会会議録  
令和元年5月14日（火曜日）  
午前10時00分 開会

9番 山崎一広君  
10番 桜井龍雄君  
11番 谷村知重君  
13番 金子義彦君

## ◎議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期決定の件
- 第3 諸般報告
- 第4 議長報告
- 第5 市政報告
- 第6 承認第2号 専決処分の承認を求め  
る件(美唄市税条例等の一部を改正  
する条例)
- 第7 承認第3号 専決処分の承認を求め  
る件(美唄市介護保険条例の一部を  
改正する条例)
- 第8 議案第26号 北海道市町村職員退職  
手当組合理約の一部変更の件
- 第9 議案第27号 美唄市税条例の一部改  
正の件
- 第10 議案第28号 令和元年度美唄市一般  
会計補正予算(第1号)

## ◎出席議員（13名）

議長 小関勝教君  
副議長 土井敏興君  
1番 丸山文靖君  
2番 吉岡建二郎君  
3番 松山教宗君  
4番 川上美樹君  
5番 楠徹也君  
7番 本郷幸治君  
8番 吉岡文子君

## ◎出席説明員

市長 高橋幹夫君  
副市長 藤井英昭君  
総務部長 福地英敏君  
市民部長 松田公史君  
保健福祉部長兼福祉事務局長 高橋英雄君  
都市整備部長 米澤勝君  
市立美唄病院事務局長 今澤清隆君  
総務部総務課長 村上孝徳君  
総務部総務課長補佐 平野太一君

## ◎事務局職員出席者

事務局次長 村谷昌春君  
門田昌之君

午前9時59分

●議長小関勝教君 開会前ではありますが、  
この場合、説明員に関し副市長から発言を求  
められておりますので、これを許します。

副市長。

●副市長藤井英昭君 発言のお許しをいただ  
き、ありがとうございます。

私から、4月1日付の人事異動で説明員等  
に変更がありますので、紹介をさせていただきます。

総務部長の福地英敏です。保健福祉部長の  
高橋英雄です。都市整備部長の米澤勝です。  
市立美唄病院事務局長の今澤清隆です。総務  
課長補佐の平野太一です。

以上、よろしく願いいたします。

---

午前10時00分 開会

●議長小関勝教君 ただいまより、本日をもって招集されました令和元年第3回美唄市議会臨時会を開会いたします。

---

●議長小関勝教君 これより、本日の会議を開きます。

---

●議長小関勝教君 日程の第1、会議録署名議員を指名いたします。

4番 川上美樹議員、

5番 楠徹也議員

を指名いたします。

---

●議長小関勝教君 次に日程の第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議ありませんので、そのように決定いたしました。

---

●議長小関勝教君 次に日程の第3、諸般報告に入ります。

諸般報告については朗読を省略いたします。

諸般報告について、ご質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって諸般報告を終わります。

---

●議長小関勝教君 次に日程の第4、議長報

告に入ります。

議長報告についても朗読を省略いたします。

議長報告について、ご質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって議長報告を終わります。

---

●議長小関勝教君 次に日程の第5、市政報告に入ります。

市長。

●市長高橋幹夫君(登壇) 市政の主なものについて、ご報告申し上げます。

市立美唄病院建替え等に関する対応について申し上げます。

本市における地域医療の取り組みについてありますが、平成19年の労災病院との統合断念後、関係機関の皆さんとの議論をもとに市立美唄病院を基幹的病院と位置付けた上で、地域医療提供体制ビジョン、再構築プラン、基本構想・基本計画を策定する過程においては、市民の皆さんと10年余りの月日をかけ、検討を重ねてきたところであります。

この間、市議会におきましても、ご了承をいただきながら、昨年1月には基本設計をまとめ、同年3月には実施設計の入札を予定していたところでありましたが、市財政の心配や事業推進に対する懸念の声が少なからず寄せられたことを踏まえ、実施設計はいったん延期したところであります。

その後、同年7月からは、多くの市民の皆さんの参画のもと、自治組織代表者会議やまちづくり地区懇談会、さらには、市立美唄病院の建替え等に関する市民委員会を設置しご協議をいただき、同年11月に受けた提言書では、地域医療提供体制ビジョンに基づく基幹

的病院として、救急医療や人工透析など、必要な医療を確保し、保健・医療・福祉・介護の一体的な連携による市民が安心して暮らせる地域の実現を目指した市立美唄病院の建替え等の必要性に関してご理解いただいた一方、事業費の抑制や有効な財源確保に引き続き取り組む内容の附帯意見をいただいたところがありました。

私は、こうした経過を踏まえ、市民の皆さんには、市立美唄病院の建替えに関しては、一定のご理解をいただいたものと考え、延期していた実施設計を本年1月に着手し、3月の市議会地域医療体制等調査特別委員会の場で、建設工事費が想定の工事費よりも増えることが明らかになった場合などは、見直しをしなければならないこと、また、見直しの範囲と方法については、保健福祉総合施設の同一時期の建設見送りや病院本体の基本設計まで遡ることも否定することなく、総合的な判断は、さまざまな要素を踏まえ、近々に判断してまいりたいとお答えしたところであります。

私といたしましては、これまで、真摯に実施設計を進めてきた中、今後、より一層増加が予想される建設工事費への対応や、さらには、このことに起因する市民への将来負担の軽減の必要性を考慮しなければならないのは当然のことではありますが、昨今の特に問題視されている働き方改革や近隣自治体との医療連携による公立病院を取り巻く環境の加速的な変況を踏まえ、北海道地域医療構想調整会議における協議を見据えつつ、市立美唄病院については、今後の人口減少やこれまでの病床利用率などを総合的に勘案し、基本設計に

おける規模を縮小するとともに、保健福祉総合施設の併設をいったん見送ることといたしました。

今後は、老朽化が進む市立美唄病院の一日も早い建替えを実現するため、新病院の一部見直しによる規模の縮小案を早急に進めた上で、現在作業を中止している実施設計において、一部設計変更等を行うこととし、当初予定していた病院建設着工時期については、およそ1年の遅れにとどめる所存であります。

これまで、市民の皆さんやさまざまな意見を取りまとめ議論をいただきました市民委員会の皆さん及び市議会において慎重審議をいただきました議員各位、さらには、市立美唄病院の建替えに向けてご協力をいただきました各医療機関関係者の皆さんには、心より感謝を申し上げますとともに、このような判断をせざるを得ない状況となりましたことに対し、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

市民の皆さんの健康と命を守るため、地域医療を担う基幹的病院として、速やかなる新病院の開院に向け、市として全力を挙げ取り組んでまいりますので、重ねてご理解を賜いますよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上、申し上げますと報告を終わります。

●議長小関勝教君 市政報告に対する質疑通告集約のため、暫時休憩いたします。

---

午前10時07分 休憩

午前10時08分 開議

---

●議長小関勝教君 休憩前に引き続き、会議

を開きます。

これより、市政報告に対する質疑を行います。

発言通告により、順次、発言を許します。

4 番、川上美樹議員。

●4 番川上美樹議員 病院建設についての市政報告をいただきました。

この中で、当初35億と言われていたところから、これが果たして美唄に合うものなのかどうかについても議論をしてまいりました。さらに50億となった時点で、これは市民に大きな不安を抱かせたことについても、非常に市民の皆様、そして議会としても驚いたところでありますし、議論をしてきたところでもあります。その時から1年間、もっと市民の意見を聞こうということで立ち止まりました。その後また再開して、今回また基本設計からやり直しということで、進んだり止まったり、進んだり止まったりということで、一体この後どうなっていくのだろうかという市民の不安というのは、非常に大きいと思いますし、私一議員としても、どうしてこのようになってしまったのかと、行ったり来たり、行ったり来たりということになってしまったことに対しては、市民の方に安心感を抱くような病院づくりが進められていないのではないかと、ということで、私一議員としても、非常に反省すべきところがたくさんあったと感じております。

そしてこの後、数人のご質問があるということなので、私からは3点ほど質問をさせていただきます。

1 点目として、北海道地域医療構想調整会議というものがあると思います。これについ

ては、だいぶ前からいろいろな構想が出ているかと思うのですが、厚労省から4月25日までに、手術件数あるいはそれらを分析した治療件数が乏しい公立病院については、統合・再編へと考えを示しているということが、マスコミにて報道されておりました。これについては、以前からもいろいろと話はあったと思いますが、まず、この北海道地域医療構想調整会議について、市長として、今の時点で、どのようにとらえておられるのかについてお聞きしたいと思います。

2 点目として、今、市政報告をいただきましたが、この中で一部見直し、それから規模縮小案を早急に進めると書かれてありますけれども、今後の病床数がどうなるのかだとか、診療科目は一体どうなるのかについては、どのように考えておられるのかお聞きしたいと思います。

最後3点目として、30年推計が出されておりましたが、それについては、これから一体どうなるのか。将来負担が市民に多く残るということは許されないことだと思います。現在の子どもが大きくなったときに支払っていく将来負担については、本当に大きな将来負担があるとよくないと思いますし、病院の経営についてはどうなっていくのかについて、どのようにとらえられているのか伺いたしたいと思います。

●議長小関勝教君 市長。

●市長高橋幹夫君 川上議員の質問にお答えいたします。

市立美唄病院建替え等に関する対応についてであります。初めに、北海道地域医療構想調整会議の趣旨につきましては、今後の医

療のあり方について、高齢者の特性を踏まえ、住み慣れた地域や自宅での生活を支える地域完結型の医療に重点を移していくものであり、この会議において、将来の病床の機能区分ごとの必要量を定めるとともに、その実現に向けて、病床機能の連携の促進、在宅医療の充実、医療・介護従事者の確保や養成等の方向性を示すものであります。

次に、今後の病床数につきましては、市立美唄病院の建替え等に関する市民委員会からの提言をしっかりと受け止めながら、規模の縮小とあわせ検討するものであり、今後の病院経営に影響のないよう再考してまいります。

また、診療科目につきましては、市立美唄病院・保健福祉総合施設基本構想・基本計画のとおり、7科を基本とし変更する予定はないところであります。

次に、30年推計につきましては、病床数が診療収益に大きく関わることから、病床数を決定した段階で策定してまいります。

●議長小関勝教君 4番、川上美樹議員。

●4番川上美樹議員 お聞きしたことについて、診療科7科というのは変えないということかと思いますが、なかなか具体的な数字が出てこないですね。これについては、たぶん北海道地域医療構想調整会議が大きな鍵を握っているというか、これがどのような方向に行くのかについて、それからのことかと思うのですが、調整会議での考え方なりが、今後の大きな方向性を示すという意味で、具体的な数字が今は出せないということなのかと思いますけれども、これと同時に、立地適正化計画の国からの支援措置が大きく得られるというような交付金のこともありますけれども、

調整会議と立地適正化の交付金が、今後、どのようなスケジュールで進められていくのか、立地適正化計画については、今まで順調にいらったと思います。これについて、まず調整会議と立地適正化の交付金の今後の具体的なスケジュールというのは、一体どうなっていくのかについて、どう考えておられるのかをお聞きいたします。

●議長小関勝教君 市長。

●市長高橋幹夫君 今後の具体的なスケジュールについてでございますけれども、北海道地域医療構想調整会議につきましては、地域医療構想の実現に向けて、引き続き調整会議に参画するとともに、基本設計の一部修正を行いながら、現在、作業を中止している実施設計において、一部の設計変更等を行い、年度内の業務完了を目指しております。

また、立地適正化計画の交付金につきましては、来年8月に交付申請を行うことから、当初予定しておりました病院建設の着工時期につきましては、およそ1年の遅れにとどめる所存でございます。

●議長小関勝教君 4番、川上美樹議員。

●4番川上美樹議員 答弁内容をお聞きしておりますと、なかなか具体的な数字というのは、現在出されないということですし、この北海道地域医療構想調整会議が、話し合った結果が大きく左右された上で、美唄の病院のあり方も市民の意見ももちろん反映しつつ、あるいは美唄の病院で働いている雇用も確保しつつ、皆さんに納得できるような病院づくりに取り組まなければいけないと思うのですが、これを市立美唄病院の規模の縮小案の議題として、地域医療会議について早急

に取り組んでもらって、先ほど言いました具体的な数字が出てこないということで、なかなかわからないんですよね。病床数はどうなるのだろう、あるいは30年推計は一体どうなるのだろうというところがわからないので、新病院の開院に向けて、中断している実施設計を速やかに再開させるためには、この地域医療調整会議において、美唄の病院の縮小案をもう明日にでもすぐに取り上げてもらうぐらいの気持ちで進めていかなければならないと思いますが、このことについてはいかがでしょうか。

●議長小関勝教君 市長。

●市長高橋幹夫君 北海道地域医療構想調整会議についてでございますけれども、議員ご指摘のとおり、市立美唄病院の規模縮小案についても案件として取り上げていただくとともに、現在、中断している実施設計に関しましては、早急に取り組んでまいりたいと考えております。

●議長小関勝教君 次に移ります。

2番、吉岡建二郎議員。

●2番吉岡建二郎議員 今ほど報告のありました市立美唄病院の建替え等に関する対応について質問をさせていただきます。

市立美唄病院について、基本設計における規模の縮小を行うことになるというお話なのですが、具体的にこれまでの議論の中で、建設工事費が想定より増えるということが明らかになった場合、こういったことが行われるという認識でいたのですが、実際に建設工事費が想定よりも増えるということが明らかになったということでしょうか。今ほどの報告では、その点についてはっきりと数字をあげ

て述べられているようなことがありません。

1月に実施設計に着手されて、設計会社から具体的な金額が提示されて、それによって判断された結果、計画を見直し、規模を縮小するということなのかどうかを伺います。

ただ、これまでの議論の中で、実施設計のスケジュールについて、いろいろとお答えいただいている中では、おそらく今の時期でまだ出ていないのではないかと思います。提示がされていないのではないかと思いますのですが、もしその建設工事費が想定工事費より増えるということが明らかになっていないという場合は、今回の見直しといいますか規模の縮小は、こういった根拠に基づいて計画の見直しを行う判断をされたのかをお答えいただきたいです。

また、市民への説明を行ってきて、計画への理解を深めて合意形成をこれまで行ってきた上で、実施設計に着工するというに至ったわけですから、それを再度、見直しをかけるということであれば、市民への説明も再度行うのが道理ではないかと考えます。市民への丁寧な説明をされていくと、市長はこれまで再三お答えになっておりますが、丁寧な説明をどのように行っていくのか、市長の考えを伺います。

また今回、突然の計画見直しの決断をなされたと思います。近々に判断するとおっしゃっていましたが、4月末というかなり早い段階での決断であり、このことに関して、庁内での職員への説明、また庁内議論の経過として、3月に議会があったばかりですから、どのような議論があつて、そして、その経過がどういった形になっていて、どの段階で規

模の縮小の具体的な検討が行われ、決断まで至ったのかをご説明いただきたいです。

また、議会への説明がないまま新聞報道が今回もまた先になっています。3月の議会では、市立美唄病院の建替え等に関する予算が含まれた今年度当初予算が審議され、可決に至っています。またこれまで、地域医療体制等調査特別委員会を開き、その場において、建替えを含めたさまざまな議論が長い期間をかけてなされてきています。こういった経過がある中で、報道機関の取材に答える前になぜ議会に報告をしなかったのでしょうか。議会軽視、もっと言えば、議会を無視している議会無視と言わざるを得ません。市長はどういった判断で議会を無視するような決断をされたのでしょうか。

また、議会全体に報告をするその前には、議長への報告が行われるのかと思うのですが、議長に対しては、新聞報道がされる前に今回の市長の決断、計画見直しということを説明されていたのでしょうか。詳細について伺います。

次に、保健福祉総合施設の建設見送りについてですが、これまで、市立美唄病院の建替え等に関する議論の中で、保健福祉総合施設の併設については、地域包括ケアシステムの構築を実現し、医療と介護のワンストップでの連携が行われるようにするためのものだと、私は説明を受けてきたと理解しています。地域医療体制等調査特別委員会の中でも、保健福祉総合施設を病院と併設するということで、市民にとって、今までよりも介護の利用や介護のための相談がしやすくなるというメリットが得られると、このような説明を受けて、

大変理解をしてきたところですよ。また、保健福祉総合施設の併設も含め、建設工事費への交付金として10億5,000万円の交付金を申請しているとの理解でしたが、今回、併設をいったん見送るという判断をなされるということですが、見送る根拠、これだけ市民に対してメリットがあると説明があったにもかかわらず、見送るという根拠と、交付金への影響がどのように出るのかを伺います。

次に、国や道への先ほどのとおり10億5,000万円、こういったものを含めた交付金申請への影響、支障について伺います。

今回、申請している交付金について、完全に美唄市側の都合で、それを見送る形になるかと考えます。それによって、今後、同様の事業で交付金申請を行う際に、何らかの支障や影響が生じてくるということは予想されないのでしょうか。これについて、市長の現状把握している点について伺います。

また、私もこういった契約なのか詳しくは確認させていただいておりませんが、実施設計の中止に伴う違約金と言ったら良いのでしょうか、計画自体が当初のものとは変わるといことで、違約金が発生しないのか。1月からもうすでに着手されている実施設計をストップすることになるわけですから、設計業者との間で違約金といったようなものが発生しないのかを伺います。

次に、着工時期について、報告の中では、1年遅れで行えるという報告がありました。その根拠について伺います。

市長は報告の中で、病院建設の着工時期をおよそ1年の遅れにとどめるとおっしゃっています。そこについて、根拠が示されていない

いのです。ですので、ぜひ根拠を示していただきたいと思います。

次に、報告では詳しく触れられておりませんでした。医師・医療スタッフの確保に対する影響について伺います。

実施設計の中止は、昨年3月、また今年で2回目となります。病院で勤務されている方々への影響は、大変大きなものがあるのではないかと考えますし、このように右往左往している状況であれば、市立美唄病院で勤務をしようと思われない方が出てくるのではないかと、そのような状況になっても不思議ではないと考えます。市長も重々承知をされていることかと思えますけれども、病院の建替えについての議論の中で、非常に多くの市民から建物をどうするのか、それも重要けれども、大事なのは、良いお医者さんがいて、良い看護師さんがいて、医師・医療スタッフが整っていて、安心してそこで医療を受けられるという、信じられるという、そういった状況をつくることだと、そうでなかったら、病院はしっかりと経営していくことはできないと、このようなことは大変多くの市民から伺ってきています。医師・医療スタッフが確保されないことには、市立美唄病院の建替えをしたとしても、存続は困難であると言わざるを得ません。二度目となる実施設計の延期によって、市立美唄病院における医師・医療スタッフの確保への影響がどのように生じると市長が考えられているのかを伺います。

次に、総合計画の策定と公共施設建設への影響について伺います。

病院建設は、現在、議論も進み、やっと実施設計に至ったところでの中止となりますが、

この病院建設の後に、まだ耐震化されておりませんので、例えば庁舎ですとか、また市営住宅の集約ですとか、こういったさまざまな計画が後ろに控えています。今回の見直しによって遅れが発生することで、市のもちろん公共施設だけではありませんが、総合計画への影響、また、公共施設建設への影響が生じるのではないかと私は考えますが、現時点で、影響についてどのように把握されているのかを伺います。

そして、立地適正化計画への交付金の影響について伺います。

これまでの議論の中では、立地適正化計画は、早期に取り組むことで有利な交付金を利用できる、こういった説明を受けてきておりますが、今回、また遅れが生じることになるという話です。病院の建替えに伴い、立地適正化計画の策定を急いだのは、有利な交付金を利用するためだと認識しています。今回の見送りによって、交付金申請に遅れが生じることで、どのような影響が発生すると市長は考えられているのかを伺います。

●議長小関勝教君 市長。

●市長高橋幹夫君 吉岡議員の質問にお答えいたします。

市立美唄病院建替え等に関する対応についてであります。初めに、設計会社からの工事費の金額の提示につきましては、設計の途中であることから、現在のところ、工事費は示されていないところであります。

次に、今回の判断につきましては、ここ数カ月の道内の公立病院をめぐる状況は非常に厳しくなっており、これまでの市民議論や市民説明会、議会議論、北海道地域医療構想調



整会議などを踏まえ、決断に至ったところであります。

次に、市民への説明につきましては、今後、開催を予定しておりますまちづくり地区懇談会などで説明を行っていきたいと考えております。

また、職員への説明や庁内での会議開催などの状況につきましては、本年4月18日及び4月24日に地域医療庁内推進会議において、北海道地域医療構想調整会議や建設コストの動向などについて、関係職員と協議を経て、4月24日に経営会議を開催し、その中で私は、病院規模を現計画から縮小する方針であることを職員に伝え、縮小案について具体的な検討を行うよう指示をしたところであります。

次に、新聞報道につきましては、3月の市議会地域医療体制等調査特別委員会の場で、建設工事費が想定の工事費よりも増えることが明らかになった場合などは、見直しをしなければならないこと、また、見直しの範囲と方法については、保健福祉総合施設の同一時期の建設見送りや病院本体の基本設計まで遡ることも否定することなく、総合的な判断は、さまざまな要素を踏まえ、近々に判断していきたいと申し上げてきたところであり、責任を預かる私の判断で、報道機関の取材に応じたところであります。

また、議長への報告につきましては、新聞報道の前に報告したところであります。

次に、保健福祉総合施設の見送りにつきましては、財政的な負担を考慮し、建設時期の延期が必要と判断したところでありますが、本市においても少子高齢化が進む中、福祉施設のあり方については、今後も引き続き、議

会や市民の皆さんの意見を聞きながら検討を続けてまいりたいと考えているところであります。

また、保健福祉総合施設を除いた病院単体の場合においても、立地適正化計画の交付金対象となるところであります。

なお、病院の規模縮小による交付金への影響については、交付金対象額の上限が21億円と規定されており、市立美唄病院については、現時点でおよそ33億円であることから、今後、規模縮小により21億円を下回らない限り、交付金額への影響は発生しないところであります。

次に、国や北海道の交付金への支障についてであります。申請の手続きに関しましては、北海道を通して国との協議を行っており、このたびの病院建設の実施設計の中断と、今年8月に予定していた交付金申請を見送る旨を北海道へ報告し、了承を得ているため、支障は生じないところであります。

次に、実施設計の中断に伴う違約金についてでありますけれども、現在、作業を中止している実施設計の一部設計変更等であることから、違約金は発生しないものと考えております。

次に、着工時期の根拠につきましては、規模縮小による設計変更に伴い、立地交付金の申請時期が来年8月となることから、およそ1年の遅れになるものと想定しているところであります。

次に、医師・医療スタッフの確保につきましては、新病院の機能などをPRしながら、大学医局への医師派遣要請や民間紹介会社への登録、人脈による求人活動を行ってきたこ

とから、今回、実施設計の作業を中止したことによる影響は少なからず生じるものと考えております。

このため、在宅医療の支援体制や入退院支援の強化など、これまでの実績をPRしながら、引き続き全力で医師・医療スタッフの確保に努めてまいります。

次に、総合計画の策定と公共施設建設への影響についてであります。総合計画の策定につきましては、現段階での影響はないものと考えておりますが、今年度と来年度の2カ年をかけ、市民の皆さんや市職員で構成する市民検討会議で検討を行うとともに、農業や商工業、福祉団体などからの推薦による委員で構成された総合計画審議会で審議を行いながら策定を進めてまいります。

また、他の公共施設建設への影響につきましては、立地適正化計画の実施期間が、およそ20年の長期に及ぶものでありますことから生じないものと考えているところであります。

次に、立地適正化計画の交付金の交付率につきましては、北海道からは、現時点で大きな変動はないものと伺っており、影響はないものと考えているところであります。

●議長小関勝教君 2番、吉岡建二郎議員。

●2番吉岡建二郎議員 理解できないところも多数あるため、再質問をさせていただきます。

規模縮小を決断された経緯についてなのですが、すけれども、今ほどのご答弁で、設計会社からの具体的な金額の提示がないというお話でした。金額の提示がない段階での中止を判断されるということは、やはり明確に何かしら根拠がある上での計画の中止とはならないの

かと考えますので、理解をいたしかねます。建設工事費の部分が、今回の決断の主な理由ではないということであれば、他のところで、こういった理由があって決断をされたのかを明確にご説明いただかなくてはなりません。報告でも、また答弁の中でも述べられており、今ほど同僚議員からも質問が何点かあった北海道地域医療構想調整会議、ここから美唄市の病院建設に関して、計画の見直しを必要とするような何らかの強い提言と言いますか、そういったものがあったということなのでしょう。計画をストップして、見直しをする必要がある明確な理由・根拠を具体的に説明してください。

また、新聞報道に関して、議長への説明が新聞報道の前とのことでしたが、前ということだと、いつなのか。1カ月前でも前ですし、1日前でも前ですし、ここがわかりかねますので、具体的に何月何日に報告をされたのか伺います。

また、新聞報道がされる前の段階で、議会の説明がありませんでした。こういった経緯でこのようなことになってしまったのかをはっきりと確認させていただきたいです。

また、議長に報告をすれば、議会への説明をせずに実施設計の見送りについて、先に報道の取材に答える、新聞に先に載ったわけですから、こういったことは手続き上、行政と議会との関係として問題はないと市長はお考えなのでしょうか。

昨年3月の実施設計の延期の際にも、同様に議会への報告がない状態で新聞での報道が先だって行われています。昨年場合は、3月の当初予算の委員会での審査は終了してお

りましたが、本会議の期間中にあったため、すぐさま地域医療体制等調査特別委員会を開催し、市長から説明を受けることができましたが、今回は、新聞報道から2週間以上間が空く形となっています。市長の議会への説明についての考え方について伺います。

次に、保健福祉総合施設の併設見送りについてです。これは、報告でいったん見送るといった、はっきりとしない、期間が定まらない報告となっており、今ほどの答弁でも、その期間については、いつまで見送るのかということが一切出てきていない状態です。見送るということであれば、その期限を明確に定めていただく必要があると考えます。いつまで保健福祉総合施設の建設を見送るのかをはっきりしていただきたいです。

実施設計について、お話のとおり違約金が発生しないものととらえていらっしゃることは理解をいたしました。しかし、違約金というのは、実施設計自体を破棄するということになれば発生するものかと思うのですが、今回は破棄するわけではない状態ということになるかと考えるのですが、例えば、内容が変わる、そして実施設計にかかってくる期間が延長される、こういった場合には、設計費の増額が発生するということはないのかについても伺います。

それと、着工の遅れについて、根拠とされたのは交付金の申請時期があるので1年を想定されるということですが、優先されるべきことというのは、今市長がご答弁された立地適正化計画の工程ではなく、市民理解、合意形成がしっかり得られるかどうかというところではないでしょうか。今ほどのご答弁では、

1年の間で、報告の規模の縮小と保健福祉総合施設の併設見送りについて、市民説明会などを開くというお話もありませんでしたので、市民理解、合意形成が確実に得られるといった根拠は示されておられません。この点について、市長はどのようにお考えかを伺います。

それと、非常に大事なところで、医師・医療スタッフの確保についてです。影響が生じると考えられているとのご答弁でした。医師・医療スタッフの確保は、先ほども私が申し上げましたとおり、市民からも非常に重要なことだとの声が多くあり、実際にどこの自治体でも医師不足、医療スタッフが不足しているという状況があり、大変な状態です。美唄市も類に漏れず、非常に確保が困難な状況にあります。はっきり言いますと負の影響が生じる今回の延期、その影響を受け入れてでも実施設計をいったんストップしなければならない、それほど大きな理由があるとは今ほどの答弁からでは、私は理解を深めることは全くできませんでした。医師・医療スタッフの確保よりも優先して今回の計画をストップするその明確な理由を示してご説明をいただきたいです。

そして、公共施設建設について、今ほどのご答弁で、およそ20年に及ぶ長期の計画の中でのことですので、大枠では影響が生じないということについては理解をいたします。ですが、細部について影響が生じるのではないかと、私としては心配があります。本市の主要な公共施設の今後の建設に関する細部への具体的な影響について伺います。

●議長小関勝教君 市長。

●市長高橋幹夫君 初めに、実施設計を中断

した理由についてでありますけれども、私といたしましては、市政報告で申し上げましたが、昨今の特に問題視されております働き方改革や、近隣自治体との医療連携による公立病院を取り巻く環境の加速的な変況に加え、北海道地域医療構想調整会議におきまして、本年2月に重点課題として、人口構造・疾病構造の変化を見据えた回復期機能の確保、急性期病院と回復期・慢性期病院との連携強化、数年以内に建替えを予定している病院における将来の役割・機能等のあり方などが方針として示されましたことを踏まえつつ、今後の人口減少やこれまでの病床利用率などを総合的に勘案し、基本設計における規模を縮小するとともに、保健福祉総合施設の併設をいったん見送ることとしたところであります。

議長への報告につきましては、4月24日に報告したところであります。

また、議会への説明につきましては、議会事務局とも調整を行い、連休後に開催を予定している臨時会での場で、市政報告に関して、議会事務局と調整したところであり、私といたしましては、このたびの判断は、手続き上問題はなかったものと考えているところであります。

次に、保健福祉総合施設につきましては、本施設は市立美唄病院と併設し、保健・医療・福祉が有機的な連携体制の強化を図り、市民に切れ目のないサービスを提供する拠点であります。

お尋ねの具体的な建設時期につきましては、今後の建設市場の状況、市の財政状況を見極めながら判断してまいりたいと考えているところであります。

次に、交付金への支障につきましては、申請書を北海道経由で国へ提出した後の取り下げであれば支障を来しますが、交付金申請前であるため、支障は全く生じないところであります。

次に、工期延長による設計費の増額につきましては、規模の縮小案が確定した後、受託者と履行期間の変更及び委託業務量の変更について協議を行うことから、現時点においては未定となっているところであります。

着工時期の遅れをおよそ1年にとどめる考え方につきましては、昨年、市民委員会からいただいた提言や、これまでの議論経過から、市民の皆さんや市議会においても、一定のご理解をいただいたものと考え、実施設計に着手しましたが、先ほどもお答えをいたしましたとおり、総合的な判断により見直しなどをすることとし、すでに行っている経費の抑制はもちろんのこと、さらに、市民委員会の提言にありました附帯意見を重く受け止め、規模の縮小を図ろうとする設計内容の一部変更にとどまることから、実施設計は年度内に完了し、老朽化が進む市立美唄病院の建替えを進める考えであります。

なお、縮小案につきましては、早急に取りまとめ、今後開催するまちづくり地区懇談会などを通じて、市民の皆さんに対して、丁寧かつわかりやすい説明を行ってまいりたいと考えております。

次に、医師・医療スタッフの確保につきましては、昨今、特に問題視されております働き方改革や、近隣自治体との医療連携による公立病院を取り巻く環境について、国内議論が加速していることから、しっかりと将来を

見据え、持続可能な病院経営を行うことが、医師・医療スタッフが働く上で重要なことであると考え、苦渋の選択ではありましたが、今回、実施設計を中断することといたしました。

このため、私といたしましては、1日も早い新病院の開院が、医師・医療スタッフの確保につながる要因の1つと考えておりますことから、病院建設に向け、全力で取り組んでまいります。

次に、今後の公共施設建設への影響についてであります。病院建設が1年遅れることにより、次に予定しております旧美唄工業高校跡地への公営住宅の集約につきましては、今年度、基本設計に着手し、工事着工に至るまでには、数年を要するものであるため、現時点においては、公営住宅の集約への影響は生じないものと考えております。

また、市役所、市民会館、図書館の建替え等につきましては、立地適正化計画の実施期間である20年間のうち、後半の10年での取り組みとなる予定であることから、これらの施設につきましても、現時点において、影響は生じないものと考えているところであります。

●議長小関勝教君 2番、吉岡建二郎議員。

●2番吉岡建二郎議員 今ほどいただいた答弁でも、保健福祉総合施設の見送りについて、その期間がいつまでのものか、明確に示されることはありませんでした。

これまで、地域医療体制等調査特別委員会などの議論の中で、病院と保健福祉総合施設との併設によって、医療と介護の連携を強めることが目的であり、市民により一層わかりやすく、利用しやすくなっていくようにして

いくための計画であったと理解しています。今回の判断で併設を見送るということで、地域包括ケアシステムの構築の実現は遅れることになるかと思います。市民の利用できるサービスの低下、これは期待されているものよりも下がるということですよね。サービスの低下が起こるということは避けられないものと考えますが、このことについて、市長はどのようなお考えを持たれているのかを伺います。

また、報告にも触れられていない部分についても質問をさせていただき、ご答弁をいただきました。今回、実施設計の見直しと保健福祉総合施設の併設のいったん見送りという判断をせざるを得ない状況に至ったということの明確な根拠ですとか理由が見えてきませんので、報告の中でご理解いただきますようお願い申し上げますとありますが、理解をすることはできません。明確な根拠が示されておりませんし、また、議会に対して説明がない、議会軽視の手順を踏んでおり、保健福祉総合施設の併設見送りについては、今のとおり期限も明らかにされない、着工が1年遅れると、それにとどめるということは、あくまで希望的観測にすぎず、何かしら1年ですむ根拠があるわけでもない、医師・医療スタッフの確保への影響が生じるにもかかわらず、このような決断をされているのはなぜなのか、再度申し上げますが、理解することはできません。

北海道地域医療構想調整会議の場で、2月にいろいろなお話があったということで、苦しい状況にあるのかとは思いますが、市長として、市民の理解を得て、議会を通過

して、市の進める計画がある上で、北海道に対して、先頭に立ち、リーダーシップを発揮し、理解をしてもらえるように理解を勝ち取る努力をするということが、市長の役目なのではないでしょうか。先頭に立って計画を進めていくということをなぜしないのかというのが、私には理解できません。その点についての説明をしていただきたいです。

また、今回の市長の決断に関しては、説明会ですとか、さまざまな場で計画についての理解を示していただき、そのために時間をとられた市民の皆さん、さまざまな意見を取りまとめ議論をいただいていた市民委員会、提言もありました。また議会に対しても、そして計画を前に進めていくために多大な労苦をいとわなかった市の職員の皆さんに対しても、すべて、まさに美唄市全体に対して、裏切りと言える行為なのではないでしょうか。市長がこの点についてどのようにお考えかをお答えいただきたいです。

あわせて、市民からは、6月にある市長選挙に向けて、病院の実施設設計の見送りを行っているのではないかという声も聞きます。市民の生活、そして命を守る病院の建設に関して、それが政局に利用されるようなことがあってはならないと私は考えます。この点について、市長はどのようにお考えか、お聞かせください。

●議長小関勝教君 副市長。

●副市長藤井英昭君 答弁準備のため、若干の時間をいただきたいと思いますので、議長において、お取り計らいをお願い申し上げます。

●議長小関勝教君 どれくらい要しますか。

副市長。

●副市長藤井英昭君 15分程度の時間をお願いしたいと思います。

●議長小関勝教君 ただいまの吉岡議員の質疑に対し、理事者より答弁準備の申し出がありましたので、11時15分まで休憩いたします。

---

午前10時58分 休憩

午前11時16分 開議

---

●議長小関勝教君 休憩前に引き続き、会議を開きます。

吉岡議員の質問に対する理事者の答弁から入ります。

市長。

●市長高橋幹夫君 答弁準備に時間をいただき、ありがとうございました。

吉岡議員の質問にお答えいたします。

まず、保健福祉総合施設の建設見送りについてであります。財政的負担を考慮し、今回、判断をしたところでございますけれども、市民へのサービスの低下はあってはならないものと私も考えているところでございます。

地域包括ケアシステムの実現に向けて、これは繰り返しになりますけれども、今後の建設市場、市の財政状況を見極めるとともに、財源の確保についても全力で取り組んでいかなければならないものと考えているところでございます。

次に、地域医療調整会議における対応についてでございますが、これまでもそうございましたけれども、しっかりと道の担当、あるいは道庁と連携を図りながら、本市の計画に対して、この会議の部分をしっかり説明し

ていきたいと考えているところでございます。

3つ目のこれまでの私の判断につきまして、市民にとって最良の判断を行ってきたと私は思っているところでございます。

4つ目でございますが、選挙の争点のお尋ねでございましたけれども、本市の病院建替えの問題につきましては、平成19年の労災病院との統合の断念後、本市において長い間、継続して検討されてきた重要な課題であります。

私としましては、病院建設のさまざまな問題を批判し合うのではなく、今後の病院のあり方、救急医療や透析医療など、市民の命をどのように守っていくかが最も問われているものであり、選挙の争点とは別の問題であって、判断の要因とはなっていないところでございます。

●議長小関勝教君 次に移ります。

9番、山崎一広議員。

●9番山崎一広議員 先ほど同僚議員が2名、質問をしました。若干被る部分もあるかと思えますけれども、私の争点とちょっと違うところがございますので、引き続きご質問させていただきます。

先の新聞報道で、「美唄病院規模縮小へ」の記事がございました。昨年の3月にも実施設計の入札中止、そして今次、同様の議会報告があつて、先ほど同僚議員も言いましたけれども、なぜ二度までも議会軽視をされ、いとも簡単にお決めになるのか、私には到底理解できません。

そこで、何点か市長にお聞きいたします。最初に3月の議会から、わずか1カ月足らずで、医師・看護師不足にも触れられ、公的医

療機関を取り巻く環境は、以前より厳しい、将来負担軽減のため判断したと、これまでの地域医療体制等調査特別委員会などの中でも、あれほど同僚議員からも言われており、ましてや市民説明会、美唄を語る会など、多くの方々から同様の意見が出されておりますが、昨年の3月の見送り、今次の二度目の見送り、新聞では「実施設計を進める中で、建設資材や人件費の高騰により、事業費が増えることはあっても減ることはないとわかったため」と言われましたが、どの時点でわかったのか、なぜこのタイミングなのかお聞きいたします。

2つ目です。決断は一体どなたと相談されたのか。庁内議論はされたのか。先ほど庁内議論も2回ほどされたと言われましたけれども、病院の院長とは何らかの相談をされたのかどうか。それとも、どなたか外部の方と相談されたのか。それとも市長個人で判断されたのか、お聞きいたします。

3つ目です。先ほどからご理解いただきたいと言われておりますが、どうしても私にも理解できません。この辺の説明ですが、先ほど同僚議員からも、後の市民委員会等も含めて、市民説明に入ると言われましたが、何を根拠にご理解いただきたいと言われるのか、お聞きいたします。

続きまして、先ほども同僚議員からありましたけれども、中止したことにより、違約金、契約違反、また、過去10年以上にわたって、労災病院との統合問題以降、地域医療に関して、要してきた時間は相当なものだと考えられます。そこでお聞きいたします。今までかかった経費、無駄ではないと言われておりますが、はっきり言って私は無駄だと思います。

これも何を根拠に言われているのか、お聞きいたします。

次に、基本設計まで戻って規模を縮小すると言われましたが、このことにより、現在の院長ほか医療スタッフ、看護師は、おそらくこのままでいきますと半分以上が残らないと思います。特に院長は来年3月で退職です。近隣自治体の状況も非常に厳しいものと思われますけれども、この責任は誰がとるのか、どのようにされるのかをお聞きいたします。

最後ですけれども、医師不足、看護師不足も取材で言われておりましたが、どうされるおつもりなのか。今ほど言われましたように、非常に厳しい状況だと考えますけれども、具体的にお聞かせください。

それと、病院再建について、私はこれで立ち消えになったと思いますが、現状の病院でいくのか、私は診療所でも良いのではないかと考えます。先ほど1年先送りと言われましたが、当初の計画よりも、ここまで2年以上先送りです。市民の安全・安心・健康を考えると、今後どのように進めていこうとしているのか、お聞きしますので、よろしくお願いいたします。

●議長小関勝教君 市長。

●市長高橋幹夫君 山崎議員の質問にお答えいたします。

市立美唄病院建替え等に関する対応についてでございますけれども、初めに、建設費の増額につきましては、新年度において、私が北海道を訪問した際に、建設工事をめぐる状況についてご指摘をいただき、判断したところでございます。

次に、今回の判断につきましては、これま

で、さまざまな方々と相談してきたところであり、最終的には私が判断したものでございます。

また、今回の判断は、市民にとって最良の選択を行う責務を担っております私としましては、公立病院を取り巻く環境の加速的な変況や事業費の圧縮はもとより、将来負担を慎重に見極める必要があることから総合的に勘案し、このたびの判断に至ったところであります。

次に、これまでの経費につきましては、長きにわたり、病院建設に向け検討を進めてまいりましたが、市民の皆さんにとって最良の選択を判断するため、作業を中止したところであり、今後の実施設計においては、一部設計変更などを行うため、これまでの経費は生かされるものであると考えているところであります。

次に、医師・医療スタッフの確保につきましては、新病院の機能などをPRしながら、大学医局への医師派遣要請や民間紹介会社への登録、人脈による求人活動を行ってきたことから、今回、実施設計の作業を中止したことによる影響は、少なからず生じるものと考えております。

このため、在宅医療の支援体制や入退院支援の強化など、これまでの実績をPRしながら、引き続き全力で医師・医療スタッフの確保に努めてまいりたいと考えているところでございます。

また、病院のあり方につきましては、将来の人口規模や患者の受診動向、さらには近隣中核病院との役割分担・連携など、総合的に判断して決定すること、基本構想や基本計画



を踏まえた病院機能を維持すること、建設にあたっては起債を財源とすることから、安定した病院経営が求められ、それを担保するために必要な診療科や病床数を決定することなどが重要であると考えているところであり、さらに、専門的な知識と経験も必要であることから、病院長はじめ看護師などの医療スタッフにお願いしなければならない部分も多く、その上で建替え事業を進めてきたところであります。

しかしながら、事業費の増額分を国からの交付金で賄ったとしても、さらなる削減は、今後の病院事業会計や一般会計の健全運営には欠かせない重要なことと考えておりますことから、実施設計の作業を中止し、これまでの見直しのほか、将来の財政負担を考え、保健福祉総合施設の併設をいったん見送ることに加え、病院経営に支障が生じない範囲の病床数の削減が可能かどうかなどについて検討することとしております。

また、築50年以上経過し、老朽化が進み、耐震化されていない病院の建替えは、最優先課題であると考えており、仮に建設中止となれば、まさに皆さんがご心配されているように、基本設計や実施設計に要した経費が無駄になるどころか、これまで旧看護宿舎の解体費用などに充てた起債の繰上償還も生じ、今後の市の財政運営にも大きな支障を来すおそれがあるものと考えているところでございます。

次に、このたびの責任についてであります。今回の判断は、市政の舵取り役であります私の責任において決断したところであります。

いずれにいたしましても、今後さらに高齢化する本市において、基幹的病院である市立美唄病院の役割は大きく、なくてはならないものと認識しているところでございます。

このため、私は何よりも病院の建替えは最優先課題と受け止め、速やかな新病院の開院に向け、全力で取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

●議長小関勝教君 9番、山崎一広議員。

●9番山崎一広議員 最初に、新年度に道を訪問した際と言われましたけれども、急に言われたのではないかという気もいたします。なぜなら、新聞報道された次の日の北海道新聞に「公立病院、統合・再編へ 厚労省方針、治療実績を公表、検討、厚生労働省は、25日までに手術件数などを分析し、治療実績が乏しい場合は統合や再編を行うことを決めた。夏にも具体的な病院名を公表し、地域での議論を求める」と報道されております。これらを道から言われたのではないかと、ちょっと私の頭をよぎりました。それで、急に言われたわけではないのではないかという気はします。それでは、今まで一度も道には、地域医療問題や建設費などについて、お話にいなかったのか。指摘もされなかったのか。現場の職員も同様に一度もお伺いしていなかったのか、この辺について再度お伺いいたします。

2点目として、最終的に私が判断したと言われましたけれども、これもどうも私はちょっと腑に落ちません。なぜなら、先ほども言いましたが、二度、三度と立ち止まって、はっきり言って信用できません。また、今後もあるのではないかという気がします。院長とはいつ会われたのか。お名前はけっこうです

けれども、さまざまな方とは外部の方なのか。3月のときも同様だったのか、再度しっかりとご答弁を求めます。

次に、市民の方々はたぶん「安く済むなら良い」と一般的には言われます。中には止まったことによって「50億も損したの」と言われる市民の方もおります。この辺の誤解も含めて、今後、市民説明会は当然必要かと思えます。

再質問したことと同じになるかもしれませんが、公立病院を取り巻く環境の加速的な変況や事業費の圧縮はもとよりと言われましたけれども、以前から、さまざまな場面で議会や市民の方々から言われている、総合的に勘案し判断したと言われても、これも本当に納得いきません。市長はひょっとしたら、違約金問題も含め発生しなかったということで、誤った判断だと思っていないのではないかと、私はこの辺をちょっと危惧しております。この辺も含めてご答弁をお願いしたいと思えます。

設計変更についてはわかりました。不透明で何と質問したら良いのかわかりませんけれども、同僚議員が先ほど言いましたので、これについてはやめます。

それと、先の質問と同様に、立ち止まったとき、市政の混乱を招いたと思われていないのではないかと私は思います。再度お伺いしますが、自身の責任をどのようにとるのかについてお伺いいたします。

最後に、これが一番重要な問題かと私は思います。医師及び看護師不足について、本来であれば、病院建設とともに事前にこれらを確保して進めるべきだと私は考えますし、市

民の方からもそのような声をいただきました。今行われているプライマリ・ケアも来年3月末で終わります。これも継続していくのか、相当厳しいものと私は考えます。最優先課題として、速やかな病院建設に向けて全力で取り組んでまいりますと言われました。さまざまな新聞記事を読むと、先ほど同僚議員も言われましたが、病院については選挙戦をにらんで決断というような記事も出ておりますけれども、本市の事業を再度見直し、総点検するくらいの覚悟が必要だと私は思います。厳しい質問かもしれませんが、これくらい覚悟が必要だと思います。それだけ重い重要課題だと思います。改めてこれらのことについてご答弁をお願いします。

本市の医療は、このままでいくと本当に崩壊します。よろしくお願いします。

●議長小関勝教君 市長。

●市長高橋幹夫君 山崎議員の質問にお答えいたします。

これまでも、私や担当職員は北海道の担当者を訪問し、協議を重ねてまいりましたが、規模縮小までの指摘は、これまでなかったところでございます。

次に、最終的な判断につきましては、病院長とこれまでも協議を重ねてまいりましたが、最終的には4月24日にお会いし、経緯や今後の進め方に関して説明をさせていただき、理解を得たところであります。

また、最終的な判断に至る過程におきましては、内外問わず、多くの方にご意見を伺ったところであり、昨年の3月も同様であります。

次に、総合的な判断につきましては、多く

の市民や議員の皆さんと議論をさせていただいた中で判断したものであり、誤った判断とは考えていないところでございます。

次に、市政への影響につきましては、このたびの新聞報道では、私の思いがしっかり伝わっていないことに対しまして、私の責任において、今後も市民に対して、しっかりとした説明責任を果たさなければならないものと考えております。

なお、実施設計の一部設計変更等により着工時期がおよそ1年の遅れになりますが、市政への影響がないよう努めてまいります。

次に、4月26日の新聞報道についてですが、厚生労働省の方針によりますと、地域医療構想において、医師の働きから改革についての検討も行われていることから、今後の医師・医療スタッフの確保はますます厳しくなるものと認識しているところであります。

私といたしましては、一時中断した実施設計を医師・医療スタッフとともに年度内に完成させ、1日も早い新病院の開院が、医師・医療スタッフの確保につながることを考えておりますことから、病院建設に向け、今後も全力で取り組んでいく所存でございます。

●議長小関勝教君 9番、山崎一広議員。

●9番山崎一広議員 市長、リーダー、首長とは本当に厳しいものだと思います。夜も寝ることができないくらい厳しい部分があったかと思いますが、先だって、ある新聞を読んでいたましたら、このようなことが書いてありました。「地方自治は、企業経営、いわゆる民間経営とは違います」と。儲けが最大になることを目指す経済行為には世界標準がありますが、美唄においては、市民が2万人いれば

豊かさの物差しも2万通りあると考えるのが地方自治であると考えます。この地域にとって何が必要かの答えは数値化できず、マニュアルありません。そのように謙虚に考え独創的に発想する感覚が今求められていると考えます。リーダーは突然危機に直面いたします。私の経験ですけれども、官庁職員は、書類決裁は、99%が常識の範囲で判を押すだけで済みますが、リーダーは危機に直面して、どのような判断ができるかが最も問われるところだと考えます。地方自治は、国のような議院内閣制ではありません。住民が直接トップを選ぶ大統領制ですから、首長・市長は力があり、住民に対して直接責任を負うことになります。このようなことを考えたときに高橋市長の思っているリーダー群像とは、どのようなものと考えておられるのか、お聞かせ願いたいと思います。

●議長小関勝教君 市長。

●市長高橋幹夫君 山崎議員の質問にお答えいたします。

リーダーの群像といいますか、リーダーとはというようなお尋ねだと思っておりますが、市政の舵取り役を担う私といたしましては、いかなる場面におきましても、まちづくり基本条例に規定する協働のまちづくりを進めていくことが重要であり、そのため、市民や議会の皆さんと情報を共有し、共通認識のもと、市政運営に取り組んでいかなければならないものと考えているところでございます。

したがいまして、私はこれまでも、市民説明の中において、丁寧にわかりやすく説明をさせていただいたところでございます。

いずれにいたしましても、市民との協働と

いうことが大きなキーワードになる、大事なことになる」と認識しております。今後もその考えは変わらないでおります。

●議長小関勝教君 次に移ります。

12番、土井敏興議員。

●12番土井敏興議員 それでは市政報告に関する内容につきまして、何点かお尋ねさせていただきますと思います。

今ほどそれぞれ質疑をされました同僚議員と相当のところで重複すると思うところでもありますけれども、やはり今回、テーマがテーマだけに限られた範囲となりますので、その辺についてはご容赦いただきたいと思うところであります。できる限り簡潔にお伺いをいたしてまいりたいと思います。

まず、これまでの病院建設について、議会をはじめ市民の各界・各層からさまざまな意見聴取を行われて、その結果、大きく二度立ち止まるということになったわけでありまして、基本的には市長判断によるものだと思うところであります。

いずれにしても、風聞によりますと、十分な庁内における、あるいは部局との協議がなされず、しかも直前に対応協議がなされるなど、いわゆる情報の伝達、あるいは意思の確認・連携が不足し、また当初計画に固執していたために見通しの甘さというものが、結果としてあったのではないかとと思われるところでもありますけれども、その点についてはいかがでしょうか。

次に、当然これまで、道や国との協議調整は進めてこられたと思うところであります。しかしここに来て、立ち止まった要因の中には、これまでの経過の中で、調整がいわゆる

整わなくなってきたのではないかと感じ取れるところでもありますけれども、これらが、その一因となっているのかいないのか、その点についてはどのようになっているのかを伺います。

あわせて、道や国とのこれまでの協議内容や状況についてはどうであったのか。市長や担当者が面談協議をし、そうした中で、何らかの約束等を交わされたようなことはあるのかどうなのか、その辺についてもお伺いをしたいと思います。

次に、先ほど同僚議員からもそれぞれあったところでもありますけれども、4月26日の新聞報道で、公立病院の統合・再編がありましたけれども、いわゆる地域医療構想の一環をベースとして、平たい言葉で言うならば、思わしくない病院については縮小や廃止の対象とするということも報じられていたところでもあります。この市立病院についても、その対象となる可能性はあるのかないのか。

また、市に対して事前に道等からそういったアプローチがあったのかなかったのか。

そうした影響を考慮して今回の報告となったのかについてもお伺いをしたいと思います。

次に、このたびの市政報告、あるいは3月議会の場でも、計画の見直しについて、市長は基本設計まで遡るというような発言をされ、非常に重い判断をされたとは私は受け止めたところでもあります。この市政報告の後段については、実施設計の一部変更により進める考え方が示されておりますが、そうすると、従前とそう変わらないということに行き着くのではないか。そうすると、この発言における整合性についてはどうなるのかということも、

あわせてお尋ねいたします。

次に、今回の発表により、私は医師等の確保問題はもとより、現在の病院関係者の士気に影響が出ないのか。関係者の一部には、ただでさえ市民からさまざまな声を聞く中、いよいよダメ病院のレッテルが張られるのではないかと心配をし、落胆をしているという声も、実は漏れ伺っているところではありますが、そうした思いを一刻も早く払拭すべきと考えるところでありますけれども、その点についてお伺いをしたいと思います。

次に、市民の皆さんの中には、今回の判断については、改選期が眼前に迫っているということから、やむなく立ち止まる考えを表明したのではないかという声も一部あるようですけれども、そのようなことがもしあるとすれば、これは由々しきことではありますが、市長の本当のお気持ちをお伺いしたいと思います。

●議長小関勝教君 市長。

●市長高橋幹夫君 土井議員の質問にお答えいたします。

市立美唄病院建替え等に関する対応についてでございますけれども、初めに、病院建設に対する考え方につきましては、これまで、国や北海道等の関係機関と協議を進めながら、公立病院を取り巻く環境の加速的な変況を踏まえ、北海道地域医療構想調整会議における協議を見据えるなど、市民にとって最良の選択を行ってきたところでございます。

次に、国や北海道との調整につきましては、これまで病院建設に向けて、交付金や起債申請事務に影響が出ないよう、逐次、調整を行ってきたところでございます。

今後につきましても、これまで同様、調整・協議をしっかりと行い、財源確保をはじめ事業の推進に取り組んでまいります。

次に、国や北海道との協議の状況につきましては、これまで必要に応じて協議を行い、指導助言を受けてきたところであり、約束につきましても、交わしていないところでございます。

次に、地域医療構想につきましては、地域の医療関係者との協議を通じて病床機能の連携を進め、効率的な医療提供体制を実現する取り組みであり、市立美唄病院が、この構想による縮小や廃止の対象にはならないものと考えているところでございます。

次に、基本計画まで遡ることと実施設計の一部設計変更などを行うことの整合性についてでございますが、3月の市議会地域医療体制等調査特別委員会の場において、見直しの範囲と方法について、基本設計まで遡ることも否定しないと申し上げましたが、私といたしましては、今回の判断につきましては、熟慮に熟慮を重ね判断したところであり、規模の縮小に伴う基本設計の一部修正を行った上で、実施設計の一部設計変更などを早急に行うこととしており、整合性は保たれているものと考えているところでございます。

次に、今回の判断による病院職員への影響につきましては、地域医療庁内推進会議の中で、2020年の建設工事着工に向け、各部門で実施設計完成に向けた打ち合わせを行っているという報告を受けていたことから、職員の士気への影響を考え、病院長に対しては、実施設計の作業を中止した経緯や今後の進め方について説明し、理解を得たとともに、医療

スタッフに対しては、取り急ぎ病院事務局から経過説明を行ったところであり、改めて、私からも今後の進め方について説明を行うこととしているところでございます。

次に、今回の判断についてであります。本市の病院建替えの問題につきましては、平成19年の労災病院との統合断念後、本市において、長い間、継続して検討されてきた重要な課題であり、私といたしましては、病院建設のさまざまな問題を批判し合うのではなく、今後の病院のあり方、救急医療や透析医療など、市民の命をどのように守っていくのかが最も問われているものであり、選挙の争点とは別の問題であって、判断の要因とはなっていないところでございます。

●議長小関勝教君 12番土井敏興議員。

●12番土井敏興議員 それでは何点か改めてお尋ねをさせていただきたいと思います。

今ほど同僚議員からお尋ねがあり、被るところもあるわけですが、本来であれば、これまで立ち止まりつつ、その間、議会や市民意見を踏まえてきたにも関わらず、さらに再延期との判断をなされたところであります。

そういった中に、このところの働き方改革、近隣自治体公立病院との医療連携、あるいは道の地域医療構想調整会議での協議等によってとのことでありましたが、働き方改革については、昨年の6月に成立しているところでありますし、また、医療連携や地域医療構想についても、昨日今日明らかになったものではないはずですから、議会や報道機関の取材において、基本設計まで遡ることも否定せずと、重い決断や見解を示されましたけ

れども、しかしながら、この間、約1カ月という短期間で実施設計の一部見直しで、今後、早急に年度内を目安に対応する判断がこのたび示されたところでありますけれども、こういったことについては、今ほど申し上げましたように、少しく前からこの状況の把握はできたと思うところでありますから、もう少し早く情報の収集や検討が進められていれば、市民委員会の提言をもとに、もっと早期に判断ができたのではないかと私は思うところであります。いかがでしょうか。

次に、規模縮小案による先延ばしについてであります。保健福祉総合施設との併設の見送りについては、私は財政上から考えると、懸命の策ではないかと思うところであります。ただ、先ほど同僚議員からお話がありましたように、どの程度の時期になるのか明示されなかったということについては、少なくとも、やはり市民不安を与えることにつながるわけですから、この辺のところは、できるならば、一定程度の大枠での時期の明示があった方が望ましいのではないかと思うところであります。

新病院の医療体制については、今回の見直しにあたっては従来の7科体制については変えないとのお答えがありました。そうすると、今後の見通しからいきますと、病床数の縮小を中心とした検討ということになるものと思うところでありますけれども、懸念されている建設コストの増高傾向からして、1年程度先延ばしをした中で、どの程度、縮減が図られると考えておられるのか、胸中はわかりませんが、私は実質的な建設時期や費用の確定については、今後の道の地域医療構想調整会

議や、あるいは近隣自治体公立病院等との協議動向によって、その時期が左右される可能性はないのかと感じざるを得ないところもあります。結果次第によっては、さらに建設時期がずれ込むおそれはないのかどうか。労働賃金や建設資材コストの上昇、あるいは労働時間の総量規制等の要因によって、本当にトータルとして、思っているだけ建設費用は圧縮・抑制することはできるのかどうか。少なからず、私とすれば不安な心境にあるところであり、間違いなく先送りは1年で落ち着き、市政運営上からも安心と納得のいくお考えをお示しいただければと思うところがあります。

当初からすると、相当に建設計画が伸びてきているわけであり、美唄市の現状の人口動態や市立病院の入院や外来の患者数については、多少ばらつきはあるものの、押しなべて右肩下がりであり、示されていた将来推計よりも、特に人口については減少が加速している現状でありますから、市としても、移住・定住を含めたさまざまな対策を試みられているところではありますが、しかしながら残念なことに、十分な成果に結びつく状況になっていないのではないかなと思うところがあります。

よって、そういった点からも判断は非常に難しく、さまざまな思いをめぐらすところもあるとは思いますが、現状で30年の推計を確定するということは、病院の規模や診療収益等を総合的に今後の状況を把握してからというお答えを先ほどされていたところがありますが、やはり進める中であって、これまで検討してきた内容や資料等、さらに再々

点検をし、より厳しい目で覚悟を持って取り組むべきと考えるところでありますし、病院に関しては苦渋の選択と決断だと思いますが、市長が二度、三度立ち止まったことにより、市民の皆さんにとっても、本当にしっかりとした深掘りをして現在に至ったのかどうか、よりわかりづらくなったのではないかなと思われるのではないかなと思うところであり、平たい言葉で申し上げますと、市民の皆さんに対し、仏の顔も三度までとの思いに至らせないようにすべきだと思うところがありますけれども、それらについて、どのようにお考えでしょうか。

何度も繰り返しになりますが、同僚議員からも異口同音に医師・医療スタッフの確保や働く環境についてお尋ねがあり、取り巻く医療環境は、より厳しさを増している現実から、1日も早く新病院を開院し、確保に努めたいとのことでもありますけれども、現状、道内においては、札幌圏一極集中によって、大学病院医局や、あるいは地方の中核病院においても、大幅なスタッフ不足があげられているところがあります。本市の環境は、そういったことを踏まえると、より厳しいものであり、私は今後、現状が維持できるのかについても、実は危惧しているところがあります。

これまで以上に市内医師会や近隣の公立病院、そしてまた当然、病院内のスタッフと綿密な連携をとり、さらには大学病院医局との連携など、民間機関からの情報収集についても必須であると思うところがあります。より綿密なアンテナを張って臨んでいかなければ、新病院になるから、あるいはなったから、そうしたスタッフの確保が緩やかになるとは到

底思えないわけであります。よって、身を引き締め、さらなる努力を望みます。この点については、ご答弁は要しません。

●議長小関勝教君 市長。

●市長高橋幹夫君 見直しの判断についてでありますけれども、今回の判断に至るまで、私や関係職員も情報収集に努めてきたところでありますが、働き方改革による工事費の増加や医療連携による公立病院を取り巻く環境の加速的な変況など、想定を超えていたことから、総合的に判断させていただいたところでございます。

次に、実施設計の一部設計変更等による経費の増加につきましては、現時点においては未定でございます。

また、工事費の抑制につきましては、今後、規模の縮小を早急に進め、資材費、労務費の高騰にも対応できるように積算、精査を行い、抑制に努めてまいります。

次に、着工時期の遅れをおよそ1年にとどめる考え方につきましては、昨年、市民委員会からいただいた提言やこれまでの議論経過から、市民の皆さんや市議会においても、一定のご理解をいただいたものと考え、実施設計に着手しましたが、総合的な判断により見直し等を行うこととし、すでに行っている経費の抑制はもちろんのこと、さらに市民委員会の提言にありました附帯意見を重く受け止め、規模の縮小を図ろうとする設計内容の一部変更にとどまることから、実施設計は年度内に完了し、老朽化が進む市立美唄病院の建替えを進める考えであり、およそ1年の遅れにとどめる所存でございます。

次に、市立美唄病院の30年推計についてで

ございますが、市立美唄病院建替え等に関する市民委員会からの提言をしっかりと受け止めながら、規模の縮小とあわせ、病床数を再考することとしており、病床数が決定した段階で策定することとしております。

議員ご指摘のとおり、美唄市の人口動向や病床利用率などは、当初の想定よりも減少していることから、これらの動向もしっかりと考慮しながら策定していく考えでございます。

●議長小関勝教君 12番、土井敏興議員。

●12番土井敏興議員 先ほど同僚議員からもありましたけれども、やはりこれらを踏まえて、今後にしっかり歩みを進めていくということが極めて大事になってくると思うところでございます。

新たな将来のまちづくりの第一歩として、今回この病院建設があげられ、大きな費用が伴うことから、ご承知のように、市民の皆さんからも、さまざまな角度から心配をされている、これも正しく事実であります。

また、病院を皮切りに、今後、公共施設の建設を体系的に進めていかなければならない現状を踏まえた時に、美唄市が今後、財政的に立ち行くかどうか、市民として最大の関心事でないかと思うところであります。

よって、今一番強く求められているのは、やはりここで市長の間違いのない判断と先に向けるの懸命な決断であります。ぜひとも市長には、市民の皆さんが路頭に迷うことのないよう、トップリーダーとしての強い意志と覚悟を持って、着実な舵取りをお願いしたい、このように強く思うところでありますので、何か思いがあれば、お答えをぜひいただければと思います。



●議長小関勝教君 市長。

●市長高橋幹夫君 土井議員の質問にお答えいたします。

病院建設に関しましては、工事費が増額したことに對しまして、いろいろとご心配をおかけしましたことに関しましては、大変申し訳なく思っているところでございます。

市立美唄病院のあり方につきましては、先ほどからご答弁させていただいておりますとおり、平成19年の労災病院との統合断念以降、長い年月をかけて、今日まで多くの市民の皆さん、あるいは医療関係者・団体などと議論を重ね、市立美唄病院の必要性については、理解されているものと受け止めているところでございます。

市立美唄病院の現状につきましては、築50年を経過し、決して良好な医療環境とはいえない状況であるということは、市民の皆さんもご承知のとおりだと思っております。

また、耐震化もされていない建物でございますので、先に発生しました大きな地震が来た場合は、倒壊のおそれもあり得る状況でございます。

老朽化も心配されますが、それにあわせ、救急医療をはじめ、市内で唯一の医療型療養病床、さらには透析医療など、今後さらに高齢化する本市においては、市民の健康と生命をまた第一に考えなければならないものと考えているところでございます。

このため、市立美唄病院の役割は非常に大きく、なくてはならないものと認識しているところであり、私は、何よりも病院の建替えは最優先課題と受け止めております。

現在、実施設計において、工事費の縮減を

図るため、建築構造、電気・機械設備など、細部にわたって精査をして、事業費の抑制に努めているところでありますが、これに加え、病床数の削減は事業費の削減にはつながりますが、病床数の収入として入ってくる交付税の減額や入院収入などの減によって、大幅な病床数の削減は、結果として、将来にわたる病院経営の収支を考えた場合、マイナスになっても、決してプラスにはならないことにつきましては、これまでも市民委員会の場で説明をさせていただいたところでございます。

しかしながら、後年度の財政負担を軽減するためには、さらなる事業費の削減は必要なことであり、病床削減による交付税額が、病院経営に支障を来さない範囲の病床数の削減が可能かどうかも見直すこととしたものでございます。

これまでも過去に発生した23億円の累積赤字を、市民の皆さんのご協力によって健全化を達成させていただきましたが、この健全化期間中、そしてその後においても、市立美唄病院会計、市の一般会計も累積赤字を出さず、今日に至っております。

またこの間、財政調整基金、これは市の貯金でございますけれども、平成20年、ちょうど今から10年ほど前になりますが、この貯金は、美唄市では約14万円しかなかったものが、平成30年度の見込みでは約8億6,500万円になりました。

今後におきましても、これまで同様、毎年毎年、事業の見直しや行財政改革を行いながら、しっかりとした健全な財政運営に全力で取り組んでいく所存でございます。

●議長小関勝教君 これをもって市政報告を

終わります。

午後 1 時 10 分まで休憩いたします。

---

午後 0 時 0 6 分 休憩

午後 1 時 1 0 分 開議

---

●議長小関勝教君 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程の第 6、承認第 2 号専決処分の承認を求める件及び日程の第 7、承認第 3 号専決処分の承認を求める件の以上 2 件を一括議題といたします。

本件に関し、提案理由の説明を求めます。

市長。

●市長高橋幹夫君（登壇） ただいま上程されました各案件について、提案理由をご説明申し上げます。

初めに、承認第 2 号専決処分の承認を求める件であります。

本件は、専決第 2 号美唄市税条例等の一部を改正する条例について、地方自治法の規定により、去る 3 月 31 日付けで専決処分を行ったので報告し、その承認を求めるものであります。

専決処分を行った美唄市税条例等の一部を改正する条例は、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令、地方税法施行規則及び自動車重量譲与税法施行規則の一部を改正する省令及び地方税法施行規則等の一部を改正する省令が平成 31 年 3 月 29 日にそれぞれ公布され、一部を除き平成 31 年 4 月 1 日に施行されたことに伴い、市民税、固定資産税、軽自動車税、都市計画税及び国民健康保険税について必要な改正を

行ったものであります。

改正内容の主なものについて申し上げますと、市民税では、寄附金税額控除の見直しに係る規定の整備及び単身児童扶養者の非課税措置の導入、固定資産税では、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告に係る規定の見直し、軽自動車税では、種別割におけるグリーン化特例延長及び適用区分の見直し並びに環境性能割の臨時的軽減規定の新設、国民健康保険税では、減額措置に係る 2 割または 5 割軽減判定所得の算定方法の見直しのほか、法の改正に伴う引用条項や条文の整理に必要な改正を行ったもので、附則において施行期日及び経過措置を設けたものであります。

次に、承認第 3 号専決処分の承認を求める件であります。

本件は、専決第 3 号美唄市介護保険条例の一部を改正する条例について、地方自治法の規定により、去る 4 月 1 日付で専決処分を行ったので報告し、その承認を求めるものであります。

専決処分を行った美唄市介護保険条例の一部を改正する条例は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律による介護保険法の改正により、低所得者の第 1 号保険料の軽減強化が行われることとなり、これらに係る改正政令及び省令が平成 31 年 3 月 29 日にそれぞれ公布され、平成 31 年 4 月 1 日に施行されたことに伴い、必要な改正を行ったものであります。

よろしくご承認いただきますようお願いいたします。

●議長小関勝教君 これより、承認第2号及び承認第3号の以上2件について、一括質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって一括質疑を終結いたします。

これより、一括討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって一括討論を終結いたします。

これより、一括採決いたします。

本件は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、**承認第2号専決処分の承認を求める件及び承認第3号専決処分の承認を求める件の以上2件**は、原案のとおり**承認**されました。

---

●議長小関勝教君 次に日程の第8、議案第26号北海道市町村職員退職手当組合理約の一部変更の件及び日程の第9、議案第27号美唄市税条例の一部改正の件の以上2件について、一括議題といたします。

本件に関し、提案理由の説明を求めます。

市長。

●市長高橋幹夫君（登壇） ただいま上程されました各案件について、提案理由をご説明申し上げます。

初めに、議案第26号北海道市町村職員退職手当組合理約の一部変更の件であります。

本件は、北海道市町村職員退職手当組合の組織団体である「北空知葬斎組合」、「日高地区交通災害共済組合」及び「池北三町行政事務組合」が平成31年3月31日付で解散により

脱退したことに伴い、規約中の別表について、変更を行うものであります。

次は、議案第27号美唄市税条例の一部改正の件であります。

本件は、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令、地方税法施行規則及び自動車重量譲与税法施行規則の一部を改正する省令及び地方税法施行規則等の一部を改正する省令が平成31年3月29日にそれぞれ公布され、一部を除き平成31年4月1日に施行されたことに伴い、必要な改正を行うものであります。

改正内容の主なものについて申し上げますと、国民健康保険税について、基礎課税額の課税限度額及び国民健康保険税の減額を行った後の課税上限額をそれぞれ引き上げるもので、附則において、施行期日及び経過措置を設けるものであります。

よろしくご審議をお願いいたします。

●議長小関勝教君 ただいま提案理由の説明がありました議案第26号及び議案第27号の以上2件については大綱質疑にとどめ、所管の常任委員会に付託の上、審査することにいたします。

これより、議案第26号及び議案第27号の以上2件について、一括大綱質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって一括大綱質疑を終結いたします。

よって、議案第26号は総務・文教委員会に、議案第27号は産業・厚生委員会にそれぞれ付託の上、審査することにいたします。

---

●議長小関勝教君 次に日程の第10、議案第

28号令和元年度美唄市一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本件に関し、提案理由の説明を求めます。  
市長。

●市長高橋幹夫君（登壇） ただいま上程されました議案第28号令和元年度美唄市一般会計補正予算（第1号）について、提案理由をご説明申し上げます。

本件は、第1条歳入歳出予算について補正しようとするものであります。

第1条歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出の予算総額に、それぞれ 235万9,000円を増額補正し、補正後の予算総額を155億1,406万2,000円にしようとするものであります。

補正内容につきまして、歳出から申し上げますと、衛生費に、昨年7月以降、風しん患者数が増加していることを受け、風しん抗体保有率が低い世代を対象に抗体検査・予防接種の無料クーポン券を発行し、この世代の抗体保有率の向上を図ることで、市民の風しん発症と集団感染を予防する、「定期予防接種事業」を増額計上いたしました。

一方、歳入につきましては、歳出計上額に対応する地方交付税及び国庫支出金をそれぞれ増額補正し財源対応をいたしました。

よろしくご審議をお願いいたします。

●議長小関勝教君 お諮りいたします。

ただいま提案理由の説明がありました議案第28号については大綱質疑にとどめ、後ほど設置いたします特別委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議ありませんので、そのように決定いたしました。

これより、議案第28号について大綱質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって大綱質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。

議案第28号については、12人の委員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議ありませんので、そのように決定いたしました。

ただいま設置されました予算審査特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、

丸山文靖議員、吉岡建二郎議員、  
松山教宗議員、川上美樹議員、  
楠徹也議員、本郷幸治議員、  
吉岡文子議員、山崎一広議員、  
桜井龍雄議員、谷村知重議員、  
土井敏興議員、金子義彦議員

の以上12人の議員を指名いたします。

この際、総務・文教委員会、産業・厚生委員会及び予算審査特別委員会を開催のため、休憩いたします。

---

午後 1 時 2 2 分 休憩

午後 3 時 3 9 分 開議

---

●議長小関勝教君 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りいたします。

この際、総務・文教委員会に付託されていましたが議案第26号北海道市町村職員退職手当組合規約の一部変更の件、産業・厚生委員会に付託されていましたが美唄市税条例の一部改正の件及び予算審査特別委員会に付託されていましたが議案第28号令和元年度美唄市一般会計補正予算（第1号）について、委員長報告を日程に追加いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、委員長報告を日程に追加することに決定いたしました。

これより、委員長報告に入ります。

議案第26号北海道市町村職員退職手当組合規約の一部変更の件ないし議案第28号令和元年度美唄市一般会計補正予算（第1号）の以上3件を一括議題といたします。

本件について、それぞれ委員長の報告を求めます。

まず、議案第26号について、谷村総務・文教委員長。

●総務・文教委員会委員長谷村知重議員（登壇） ただいま議題となりました議案第26号北海道市町村職員退職手当組合規約の一部変更の件について、総務・文教委員会の審査の経過並びに結果をご報告申し上げます。

経過といたしまして、5月14日、委員会を招集して審査いたしました。

議案第26号については、特に質疑はありませんでした。

結果といたしまして、議案第26号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本委員会の決定どおり、ご承認いただきますようお願い申し上げまして、報告を終わります。

●議長小関勝教君 次に、議案第27号について、山崎産業・厚生委員長。

●産業・厚生委員会委員長山崎一広議員（登壇） ただいま議題となりました議案第27号美唄市税条例の一部改正の件について、産業・厚生委員会の審査の経過並びに結果をご報告申し上げます。

経過といたしまして、5月14日、委員会を招集して審査いたしました。

議案第27号に対する質疑・答弁について申し上げます。

今回の引き上げによる影響世帯数と影響額、近隣市町や全道との比較状況について。との質疑に対し、限度額超過世帯の200世帯に約575万円の影響が出るものと見込んでいる。

また、空知管内では10市のうち本市を含む8市が、全道では35市のうち本市を含む26市が、法定限度額に合わせて引き上げ予定である。との答弁がありました。

結果といたしまして、議案第27号についてはご異議がありましたので、起立採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本委員会の決定どおり、ご承認いただきますようお願い申し上げまして、報告を終わります。

●議長小関勝教君 次に、議案第28号について、金子予算審査特別委員長。

●予算審査特別委員会委員長金子義彦議員（登壇） ただいま議題となりました議案第28号令和元年度美唄市一般会計補正予算（第

1号)について、予算審査特別委員会の審査の経過並びに結果をご報告申し上げます。

経過といたしまして、5月14日、委員会を招集して審査いたしました。

議案第28号の質疑・答弁について申し上げます。

対象が40代からとなっているのは、抗体の保有率が低い世代ということで対象としているのか。との質疑に対し、今回40歳から47歳を対象とした理由としては、子育て世代に近い方を対象に順次進めていくこととした。との答弁がありました。

次に、今回の予防接種事業は、全ての地方自治体で展開されているのか。との質疑に対し、今回は、これまで一度も風疹の予防接種を受けていない世代の中で、昭和47年から53年まで生まれた方を重点的に行うようにと国から指針が示されたことから、全国的に実施される。との答弁がありました。

結果といたしまして、議案第28号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本委員会の決定どおり、ご承認いただきまますようお願い申し上げます。報告を終わります。

●議長小関勝教君 これより、議案第26号について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、**議案第26号北海道市町村職員退職手当組合理約の一部変更の件**は、委員長報告のとおり**決定**されました。

これより、議案第27号について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

2番、吉岡建二郎議員。

●2番吉岡建二郎議員(登壇) ただいま議題となりました議案第27号美唄市税条例の一部を改正する条例について、討論に参加いたします。

私の立場は原案に反対です。理由といたしましては、議案第27号は、国民健康保険税の課税限度額を基礎分で58万円から61万円と3万円引き上げる内容であるためです。

国民健康保険税は、被保険者の保険税負担が大きい健康保険となっています。国の求めてくる限度額の基準に合わせて増額をしていくと際限がなく、青天井に増え続けていきます。

さまざまな機関から、急激な保険税負担の増がないよう、必要な措置を講じるよう国に提言がなされているのが現状です。

この2年間の増額は、合計7万円となります。今回のこの議案が可決されると61万円ということですが、2年で7万円の引き上げが行われるということになるのは、急激な保険税負担の増額ということになるのではないのでしょうか。

また、美唄市で影響が生じるのは200世帯と

いうことですので、国保世帯のおよそ６％の世帯に影響することになります。

そもそも国民健康保険は社会保障制度であり、国により財政支援を拡充し、被保険者負担を引き下げるべきであると考えするため、議案第27号美唄市税条例の一部を改正する条例については、反対いたします。

●議長小関勝教君 これをもって討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

ご異議がありますので、起立により採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、**議案第27号美唄市税条例の一部改正の件**は、委員長報告のとおり**決定**されました。

これより、議案第28号について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、**議案第28号令和元年度美唄市一般会計補正予算(第1号)**は、委員長報告のと

おり**決定**されました。

●議長小関勝教君 以上をもちまして、本臨時会に付議されました各案件は、全部議了いたしました。

これをもって令和元年第3回美唄市議会臨時会は、閉会いたします。

午後 3 時 5 0 分 閉会